

二本松市除染計画

除染計画を策定しました。

計画期間は5年間とし、平成23年度から平成25年度までの3年間で重点除染期間となります。

除染にあたっての基本方針

市内全域を除染対象として、市が管理する公共施設や民家・民地については、市が実施主体となって除染を実施します。

しかし、市内全域を速やかに除染するには、市民やボランティア、企業等の皆さんの協力が不可欠であり、市民の皆さんの協力をいただきながら除染を実施します。

除染計画の目標

現時点での一般公衆の年間追加被ばく線量を50%減少、子どもについては、60%減少した状態を目標とし、できるだけ早い時期に、年間追加被ばく線量を1ミリシーベルト以下にすることを目標とします。

除染の実施者と汚染土壌の仮置きについて

除染は、市が主体となって進めますが、速やかな除染を推進するために、市民の皆さんのご協力をいただきながら実施していきます。

	二本松市の役割	市民の皆さんへ お願いする内容	除染土壌等の 仮置き場所
学校等 公共施設	市が除染を行います	市が実施する除染にご協力をお願いします	原則としてその敷地内に仮置きします
通学路・ 生活路	市と市民の協働のもとで行います		原則として、市が設置する仮置場に仮置きします
個人 住宅等	業者委託が必要な業務(屋根・雨どいによる除染、重機による表土除去、高木の枝切り)	市民の皆さんが実施できる内容で除染を実施をお願いし(可能な範囲で自主的に除染を進めてください)	原則として住宅等の敷地内に仮置きをお願いします



除染の対象

除染は、市内全域を対象とし、まずは、市民の皆さんの生活空間(民家、通学路・生活路等公共施設)の除染を優先とします。農地・山林については、今後、国等から効果的な方法が示され次第、計画を策定します。

民家除染の優先順位

民家の除染を進めるに当たっては、環境放射線量の高さと放射線による影響が比較的高い妊婦、乳幼児、児童、生徒等の生活空間を考慮して優先順位を決定し、効果的かつ効率的に除染を実施していきます。

これまでの国、県、市の放射線量調査の結果、地区全体で比較的高い放射線量を測定した杉田地区(7区を除く)、石井地区、小浜地区のうち、妊婦と6歳未満の幼児がいる世帯から民家の除染を実施し、除染範囲を順次拡大していきます。

『除染マニュアル』を今回の広報にほんまつと同時に配りしています。市民の皆さんが除染を進める場合には、除染マニュアルをご確認ください。

◎問い合わせ:

放射能測定除染課

☎(22)15800



災 害 に 関 す る お 知 ら せ

農産物の放射性物質の簡易測定を開始しました

検査場所 二本松市役所本庁 地下1階旧食堂

検査対象 市内で自家用に栽培された農産物(農産物以外のものについては、測定できません)

申込方法 検査は予約制です。電話で予約のうえ来庁ください。
※一度に受け付けできるのは、1世帯につき1検体です。

○検査当日は、農産物500gを1～5mm程度の大きさに刻んでお持ち込みください。

刻み方の例
この程度に刻んでください



米や豆は刻む必要はありません



◎問い合わせ…放射性物質測定センター☎(55)5160

電話受付時間 8:30～17:15(土日祝日、12/29～1/3を除く)

井戸水の放射性物質の簡易測定を行っています

検査場所 本庁および各支所

予約について 検査は予約制です。電話で予約のうえ来庁ください

◎問い合わせ…二本松地域 放射性物質測定センター☎(55)5160

安達地域 上川崎住民センター☎(52)2001

岩代地域 岩代支所地域振興課☎(65)2816

東和地域 東和支所地域振興課☎(66)2500

放射線量測定器の個人貸出について

各支所、住民センターに配置してある放射線量測定器について、個人への貸し出しを実施しています。

お住まいの地域・地区の各支所・各住民センターへ電話でご予約をお願いします。

個人線量計を回収します

個人線量計(バッジタイプ)による放射線量の計測期間は11月30日までとなりますので、計測を終了した個人線量計を回収します。



回収期限 12月7日(水)

回収方法

郵送により返却してください。

同意書、行動調査票を一緒に回収用封筒に入れてください。

※学校を通して配付した児童・生徒の対象者の方は、12月5日(月)までに各学校に返却してください。

◎問い合わせ…

健康増進課予防係

☎(55)151006